

砂 川 市 規 則 第 2 4 号

令和 7 年 6 月 1 7 日

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市中小企業等振興条例施行規則（平成7年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8条第1項第1号及び第2号」を「第8条第1項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第8条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項第2号アに規定する商店街店舗整備事業に係る用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに小売商業店舗等を建築する工事であつて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認申請（次号において「建築確認申請」という。）が必要なものをいう。
- (2) 増築 既存の小売商業店舗等の床面積を増加させる工事であつて、建築確認申請が必要なものをいう。
- (3) 改装 空き建築物の構造部分を改変することなく、小売用商業店舗等の用に供するために行う工事をいう。
- (4) 改修 既存の小売商業店舗等の機能を維持し、又は向上させるための工事（当該工事に伴う設備の更新を含む。）をいう。

第3条第1項第1号本文中「（条例第8条第1項第1号又は第2号に規定する事業を行つた者を除く。）」を「又は条例第8条第1項第1号若しくは第2号に規定する事業を行つた者であつて、本市に主たる営業所を有していないもの（当該事業に係る助成を既に受けた者であつて、新たに小売商業店舗等の数の増加を伴わない当該事業を行つたものを除く。）」に改め、同項第2号ただし書中「中小企業者等」を「中小企業者及び中小企業団体」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 条例第2条第3号イに規定する者にあつては、金融機関（株式会社である者を除く。）その他市長が特に必要と認めた者とする。

第3条第3項第1号中「営業所」を「診療所等」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 第8条第2項第2号及び第3号に規定する市長が認める額とは、空き建築物の改装又は小売商業店舗等の改修に要した費用の額に要した費用の額とする。ただし、直接店舗の用に供さない部分の改装又は改修に要した費用の額その他市長が不適當と認めた額を除く。

第5条第2項中「第8条第1項第2号及び第3号」を「第8条第1項第2号から第4号まで」に改める。

第7条第1項中「第9条第2号」を「第9条第1項第2号」に改め、同条第2項中「第9条第3号」

を「第9条第1項第3号」に改める。

第7条の2中「第9条の2」を「第9条の2第1項」に改める。

第8条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第10条第1項第1号中「助成対象施設の設置」の次に「又は整備」を加える。

第18条第1項第1号ただし書中「中小企業者等」を「中小企業者若しくは中小企業団体」に改め、同条第2項中「中小企業者等」を「中小企業者又は中小企業団体」に改める。

第22条中「保証料の補給」を「第20条の信用保証料の補給」に、「保証料の返戻」を「当該信用保証料の返戻」に改める。

別表第1（第5条第2項関係）中

「

条例第8条第1項第3号に規定するもの	景観形成を図るための建築物及び構築物	(1) 景観形成を目的に締結した地域協定で市長が認めたもの ア 建築物の規模、意匠又は色彩の調和等 イ 広告物の規模、意匠又は色彩の調和等
--------------------	--------------------	---

」

を

「

条例第8条第1項第3号に規定するもの	現に営業を行っている小売商業店舗等	(1) 店舗の用に供する外壁、屋根、内装又は内装工事を伴う設備であるもの (2) 継続して営業が見込まれるもので、市長が認めたもの (3) 当該地域の商店会組織及び商工会議所の推薦を受け、かつ、商店会組織に加入するもの
条例第8条第1項第4号に規定するもの	景観形成を図るための建築物及び構築物	(1) 景観形成を目的に締結した地域協定で市長が認めたもの ア 建築物の規模、意匠又は色彩の調和等 イ 広告物の規模、意匠又は色彩の調和等

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。